

報道関係者 各位

発表日 令和5年12月14日  
照会先 九州厚生局長崎事務所  
電話番号 095-801-4201

## 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消

厚生労働省九州厚生局は、令和6年1月1日付けで、保険医療機関に対する指定の取消処分を行います。

また、令和5年12月14日付けで、保険医に対する登録の取消処分を行いました。

この処分は、実際には行っていない保険診療を行ったものとするなどして、診療報酬を不正に請求したことによるものです。

なお、今回の処分にあたっては、令和5年12月11日に開催された九州地方社会保険医療協議会に諮問を行い、諮問のとおりのお返事がなされています。

### 記

#### 1 保険医療機関の指定の取消処分及び保険医の登録の取消処分

##### (1) 指定取消となる保険医療機関

名 称	松浦市立青島診療所
所在地	長崎県松浦市星鹿町青島免 651
開設者	松浦市長 友田 吉泰 (ともだ よしやす)
指定取消日	令和6年1月1日

##### (2) 登録取消となる保険医

氏 名	川上 泰正 (かわかみ やすまさ)	75 歳
登録取消日	令和5年12月14日	

#### 2 根拠条文

##### (1) 保険医療機関の指定取消

健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号

##### (2) 保険医の登録取消

健康保険法第81条第1号及び第3号

### 3 診療報酬の不正及び不当請求

監査において確認した不正・不当請求に係るレセプト件数及び金額

(令和元年6月分～令和2年9月分)

不正請求	8名分	レセプト	109件	639,970円
不当請求	4名分	レセプト	20件	41,905円
合計	12名分 (8名分)	レセプト	129件 (109件)	681,875円

※ ( ) 内は、患者実人数及びレセプト実件数である。

(注) 上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では確定していない。

### 4 取消処分 of 主な理由

不正請求

#### ① 架空請求

実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 川上泰正保険医 (以下「川上保険医」という。) が、自身が服用する薬剤を入手する目的で、実際には行っていない診療内容を知人などの診療録に記載し、薬剤を不正に受け取ったものについて、診療報酬を不正に請求していた。

#### ② その他の請求

保険診療と認められないものを、保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 川上保険医が、自身に対し行った診療を保険診療として診療録に記載したものについて、診療報酬を不正に請求していた。
- ・ 再診時に、保険医による患者の診察が行われないうまま看護師が投薬及び採血を行ったものについて、診療報酬を不正に請求していた。

### 5 監査を行うに至った経緯等

(1) 令和2年11月、松浦市から九州厚生局長崎事務所に対し、以下の情報提供があった。

- ① 青島診療所の前管理者である川上保険医が、他人の名義を使って自身が使用する向精神薬を処方し、当該診療に係る診療報酬を請求していた。
- ② 川上保険医が自身に対し行った診療について、診療報酬を請求していた。
- ③ 川上保険医が青島診療所を不在にしていた時に、医師の診察なく看護師が患者に投薬していた。

- (2) 令和3年7月及び同年9月に個別指導を実施したところ、松浦市が、上記(1)②及び③について事実であることを認めたため、監査において事実関係を確認する必要があると判断し、個別指導を中止した。
- (3) 令和3年10月及び同年11月、患者調査を実施したところ、調査に応じた18名のうち1名について、青島診療所において医師の治療を受けたことはない旨の回答があった。  
また、9名について、過去に医師の診察がないまま、投薬を受けたことがある旨の回答があった。
- (4) 以上のことから、川上保険医の診療内容及び青島診療所の診療報酬の請求に不正があったことが強く疑われたため、監査要綱第3の1及び2に該当するものとして、監査を実施した。